

第3期

概要版

# 鳴門市子ども・子育て支援事業計画

自然とふれあい  
笑顔がうずまく  
子育てを始めるまち  
なると

令和7年3月  
鳴門市



## 計画策定の趣旨

「子ども・子育て支援事業計画」とは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすべく、子ども・子育て支援法に基づき、各市町村で策定し、様々な子ども・子育て支援施策の充実を図るものです。

第2期計画が令和7年3月末をもって終了となることから、第2期計画の取り組み評価やアンケート調査を通じた計画対象者の実態及びニーズの把握を行い、「第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、さらなる子ども・子育て支援施策の充実を図ります。



## 計画の期間

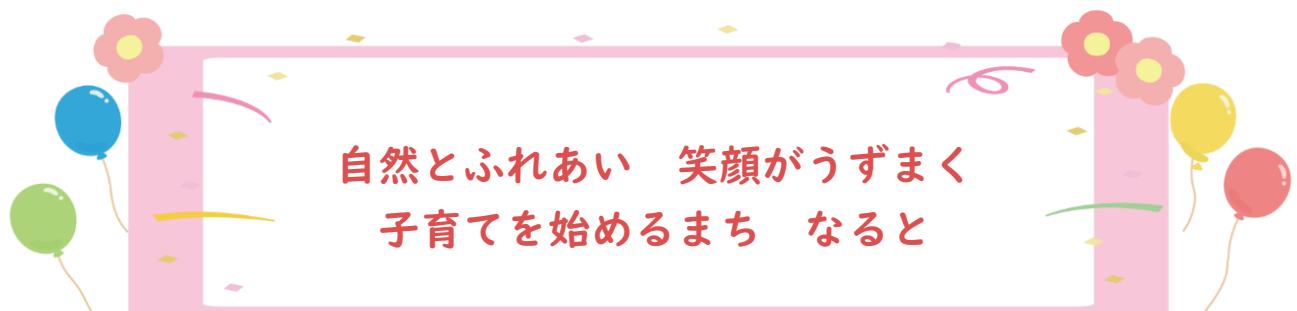
本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間として設定しています。

令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
第2期計画 (令和2年度～)		第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画 (令和7年度～令和11年度)				



## 計画の基本理念

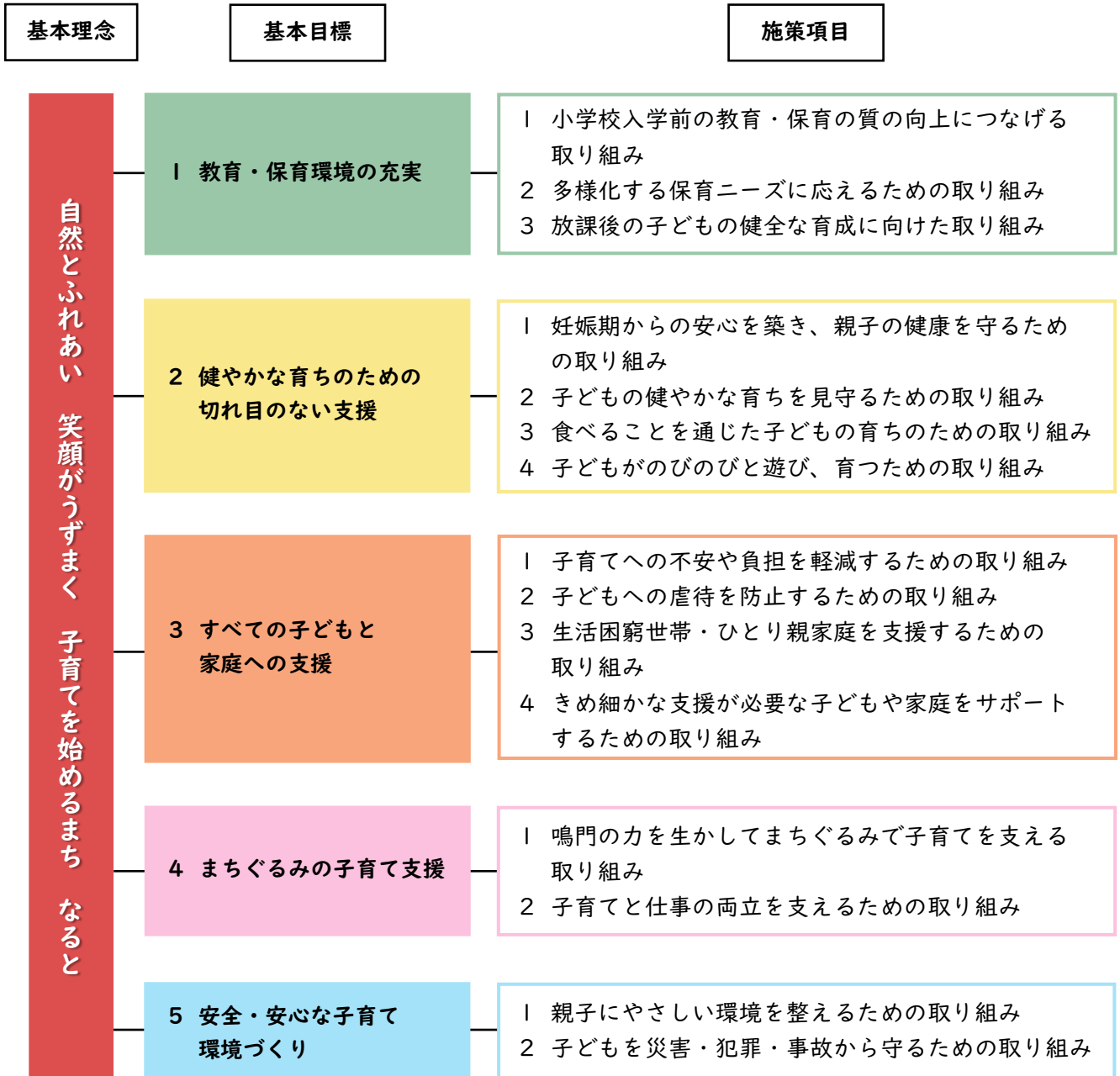
本計画では、第1期計画、第2期計画に引き続き「自然とふれあい 笑顔がうずまく 子育てを始めるまち なんと」を掲げ、本市の豊かな自然の中で、子どもを安心して産み育てることができる応援体制のもと、子どもや保護者、地域の人たちが笑顔に包まれる「子育てを始めるまち」として選ばれる鳴門の実現をめざします。





## 施策の体系

基本理念である「**自然とふれあい 笑顔がうずまく 子育てを始めるまち なる**」の実現に向け、次の5つの基本目標に沿って、子ども・子育て支援の取り組みを行っていきます。



鳴門市イメージキャラクター

(にゃるひげ)

## 基本目標1 教育・保育環境の充実

すべての子どもたちが心身ともに健やかに成長し、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、教育・保育に携わる人材の確保や職員の資質向上に努めるとともに、就学前教育・保育施設と小学校との連携を強化するなど、小学校入学前の教育・保育の質の向上を図ります。

また、仕事をしながら子育てする保護者の保育ニーズに対応した支援を提供し、安心して子育てができる環境づくりを整備します。

### 施策（1）小学校入学前の教育・保育の質の向上につなげる取り組み

### 施策（2）多様化する保育ニーズに応えるための取り組み

### 施策（3）放課後の子どもの健全な育成に向けた取り組み

#### 主な 取り組み

- 幼稚園教諭・保育士等の資質向上
- 保育士等の処遇改善
- 利用者支援事業の推進
- 放課後児童対策の推進
- 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携推進
- 子どもの居場所づくり事業の推進 など

## 基本目標2 健やかな育ちのための切れ目のない支援

子ども・子育て支援を展開するにあたっては、妊娠・出産期からの切れ目のない支援が重要であり、母子保健と児童福祉の二つの機能を併せ持つ「鳴門市こども家庭センター」を中心に、すべての妊産婦、子ども、子育て家庭の相談・支援体制の強化を図ります。

### 施策（1）妊娠期からの安心を築き、親子の健康を守るための取り組み

### 施策（2）子どもの健やかな育ちを見守るための取り組み

### 施策（3）食べることを通じた子どもの育ちのための取り組み

### 施策（4）子どもがのびのびと遊び、育つための取り組み

#### 主な 取り組み

- 切れ目のない子育て支援の充実
- 不妊治療費助成事業の実施
- 地場産品の活用と食育の推進
- 様々な遊びや体験活動の推進
- 乳児家庭全戸訪問事業（おめでとう赤ちゃん訪問事業）の実施
- 幼児教育支援センター事業（教育相談）の実施 など



### 基本目標3 すべての子どもと家庭への支援

障がい児や発達に課題のある子ども、外国人、ひとり親家庭など、特別な支援が必要な子どもや家庭に対する適切な支援が求められています。生活困窮世帯やひとり親家庭など、支援を必要とする子どもやその家庭への相談体制の充実や経済的支援に取り組み、すべての子どもとその家庭が安心して生活できるやさしい環境を整えます。

施策（1）子育てへの不安や負担を軽減するための取り組み

施策（2）子どもへの虐待を防止するための取り組み

施策（3）生活困窮世帯・ひとり親家庭を支援するための取り組み

施策（4）きめ細かな支援が必要な子どもや家庭をサポートするための取り組み

#### 主な 取り組み

- 地域子育て支援拠点事業の実施
- 児童育成支援拠点事業の推進
- ひとり親家庭への生活支援の推進
- よりそい学習支援事業の推進
- 施設型給付費・地域型保育給付費の支給
- 要保護児童対策地域協議会の事業の推進 など

### 基本目標4 まちぐるみの子育て支援

行政、企業、学校や教育・保育施設、地域コミュニティなど社会全体で連携、協働して、地域での子育て支援体制の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスが実現できる社会づくりに向けた取り組みを促進します。

施策（1）鳴門の力を生かしてまちぐるみで子育てを支える取り組み

施策（2）子育てと仕事の両立を支えるための取り組み

#### 主な 取り組み

- 国際交流事業の推進
- 子どものまちの推進
- 男女共同参画事業の推進
- 男性の育児参加の支援
- 鳴門教育大学との子ども・子育て支援充実のための連携強化 など

### 基本目標5 安全・安心な子育て環境づくり

行政、学校園等、地域、子育て支援事業者が連携を図り、防犯対策を充実させるとともに、交通事故防止のための取り組みや、「フェーズフリー」の考え方を取り入れた防災教育を推進します。

施策（1）親子にやさしい環境を整えるための取り組み

施策（2）子どもを災害・犯罪・事故から守るための取り組み

#### 主な 取り組み

- 子どもの遊び場の整備
- 教育・保育施設の整備
- 危機管理体制の整備
- 地域ぐるみの防犯活動の推進
- 交通安全教育の推進 など



## 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

教育・保育			令和7年度 (計画初年度)	令和11年度 (計画最終年度)
1号認定 (3歳以上)	満3歳以上の、就学前の子ども (下記の2号認定の児童を除く)	需要の見込み	416人	310人
		供給体制	416人	310人
2号認定 (3歳以上)	満3歳以上で、保護者の就労や疾病等の事由により保育を必要とする、就学前の子ども	需要の見込み	373人	278人
		供給体制	363人	363人
3号認定 (0~2歳)	満3歳未満で、保護者の就労や疾病等の事由により保育を必要とする、就学前の子ども	需要の見込み	476人	415人
		供給体制	512人	512人

地域子ども・子育て支援事業			令和7年度 (計画初年度)	令和11年度 (計画最終年度)
利用者支援事業	子育て支援の情報提供や相談・助言、関係機関の連絡調整等を実施する事業	需要の見込み	1か所	1か所
		供給体制	1か所	1か所
延長保育事業	保育認定を受けた子どもに対し、保育時間を延長して保育を実施する事業	需要の見込み	249人	199人
		供給体制	875人	875人
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学生に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業	需要の見込み	582人	454人
		供給体制	572人	454人
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	養育が一時的に困難な児童を、児童養護施設等で必要な養育・保護を行う事業	需要の見込み	167人日/年	134人日/年
		供給体制	167人日/年	134人日/年
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援の情報提供や養育環境等の把握、悩み相談を行う事業	需要の見込み	195人	200人
		供給体制	195人	200人
養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭を保健師や助産師等が訪問し、指導や助言等を行う事業	需要の見込み	64人	64人
		供給体制	64人	64人
地域子育て支援拠点事業	乳幼児や保護者の交流の場を提供し、子育て相談、情報提供等の援助を行う事業	需要の見込み	390組回/月	462組回/月
		供給体制	390組回/月	462組回/月
一時預かり事業	家庭での保育が一時的に困難な乳幼児を、認定こども園、幼稚園、保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業	需要の見込み	83,679人日/年	75,638人日/年
		供給体制	83,679人日/年	75,638人日/年
病児・病後児保育事業	病児を、病院・保育所等の専用スペース等で、一時的に保育等をする事業	需要の見込み	483人日/年	392人日/年
		供給体制	900人日/年	900人日/年
ファミリー・サポート・センター事業 (就学児のみ)	児童の預かり等の援助を希望する保護者と、援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	需要の見込み	58人日/年	74人日/年
		供給体制	58人日/年	74人日/年
妊婦健診事業	妊婦への健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導等を実施する事業	需要の見込み	200人	167人
		供給体制	200人	167人
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭等を支援員が訪問し、悩み相談、家事・子育て等を支援する事業	需要の見込み	23人日/年	56人日/年
		供給体制	23人日/年	56人日/年
児童育成支援拠点事業	家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、学習や食事の提供等を実施する事業	需要の見込み	34人	28人
		供給体制	20人	20人
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安のある保護者等へ相談・助言を行う事業	需要の見込み	2人	2人
		供給体制	2人	2人
妊婦等包括相談支援事業	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、面談や継続的な情報発信等の伴走型相談支援を行う事業	需要の見込み	600回	501回
		供給体制	600回	501回
乳児等通園支援事業	保育所等に通っていない満3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの枠内で、就労要件を問わず時間単位等で通園を可能とする事業	需要の見込み	15人日/年	13人日/年
		供給体制	0人日/年	13人日/年
産後ケア事業	母子に対して心身のケアや育児等のサポート等を行う事業	需要の見込み	96人日/年	73人日/年
		供給体制	96人日/年	73人日/年



## 計画の推進に向けて

### 推進体制の充実及び計画の点検と評価

本計画を推進するにあたり、「鳴門市うずっ子条例」で示されている「子どもの最善の利益」を最優先に、子どもたちが健やかに成長し、かつ主体的に活動できる環境を整備するため、行政、市民、関係団体などがそれぞれの役割と責任を認識し、情報共有と連携を図りながら、地域社会全体で子ども・子育て支援を一層推進していきます。

また、計画の内容を広く市民に理解してもらうために、広報や市公式ウェブサイト、SNSなどの活用を通し、あらゆる機会をとらえて計画の周知を図るとともに、計画の実現に向けて、進捗状況の把握、点検及び評価を行います。

#### (1) 市民や関係団体との連携

#### (2) 地域の人材確保と連携

#### (3) 国や県との連携、広域的な調整



## 鳴門市うずっ子条例

### 鳴門市うずっ子条例

鳴門市うずっ子条例は令和5年4月に施行された条例です。この条例は、子どものことを第一に考える鳴門市の実現のために制定しており、主に以下の2つのことを定めています。

#### (1) 子どもが持っている権利について

生きる権利	住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなどして、命が守られる。
育つ権利	勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できる。
守られる権利	暴力や搾取、有害な労働などから守られ、紛争に巻き込まれず、難民になったら保護される。
参加する権利	自由に意見を表し、意見を聞いてもらえ、団体をつくるなど、さまざまな社会的場面に参加することができる。

#### (2) 子育てをみんなで助けるために、それぞれの立場の大人が果たす役割について

- 市役所や市議会の役割
- 子どもの保護者の役割
- 市民や市内に通勤通学する人の役割
- 子どもが育ち学ぶために通う施設（保育所、認定こども園、幼稚園、学校など）の役割
- 市内で事業活動を行う個人や団体の役割



## 相談窓口

### 鳴門市及び国の相談窓口

#### (1) 鳴門市こども家庭センター

鳴門市が、「安心して妊娠・出産・子育てできるまち」をめざして、妊産婦、子育て世帯、お子さんへの相談体制や支援をより一層充実させるため、設置された機関です。

保健師、助産師、公認心理師や相談員が相談に応じ、利用可能なサービスの案内などを通して安心して子育てができるようサポートしますので、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

住所：鳴門市撫養町南浜字東浜 24-2 (鳴門市健康福祉交流センター内)  
TEL：088-684-1561 FAX：088-684-1370

#### 主な業務

- 母子健康手帳・妊婦一般健康診査受診票等の交付
- 妊娠中の健康や栄養・出産に関する相談
- 育児に関する相談
- 妊娠・出産・子育て支援に関するサービスの紹介・連絡・調整
- 産前・産後サービスの利用相談・受付
- 児童虐待・ヤングケアラーに関する相談 など

#### (2) うずっ子ダイヤル

こども・保護者問わず、いじめ・不登校・虐待・非行等なんでも相談できる電話窓口です。

TEL：0800-200-7830 (無料)

#### (3) その他の相談窓口

●よりそいホットライン(国)  
0120-279-338 (無料・24時間)

●相談マップ  
(鳴門市)



●24時間子供 SOS ダイヤル(国)  
0120-0-78310 (無料・24時間)

●相談窓口を探す  
(こども家庭庁)



●こころとからだのサポートセンター(徳島県)  
088-672-5200

●親子のための相談ライン  
(こども家庭庁)



第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画(概要版)

発行年月：令和7年3月

発行：鳴門市

編集：鳴門市 こども未来創造部 子育て支援課

〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜 170

TEL：088-684-1251